

## 酒田市鍼・灸・マッサージ等利用助成券が利用できる施術者一覧表

【酒田地区】

(※マッサージ等…あん摩、マッサージ、指圧)

R8.4.1

事業所	施術者	所在地	電話	施術項目			
				鍼	灸	マ サ ジ 等	
五十嵐ヒーリング整骨院	五十嵐 秀徳	泉	西野町2-3	43-6436	○	○	
指圧 マッサージ はり きゅう もきゅあ	熊谷 想子		東泉町5-7-22	24-7611	○	○	○
ゆりこ鍼灸指圧治療院	金野 友里子		下安町18-3	080-2814-4726	○	○	○
アソ健康維持センター	阿蘇 広直	亀ヶ崎	千石町2-10-25	22-2814	○	○	○
かとう鍼灸治療院	加藤 悟		亀ヶ崎3-10-29	26-2057	○	○	○
あんまマッサージ指圧斎藤治療院	斎藤 邦喜	港南	入船町4-15	22-4598			○
いとう指圧店	伊藤 光良	琢成	寿町6-27	22-4440			○
土田治療院	土田 博之		中央西町4-8	22-2028	○	○	○
三浦はり治療院	三浦 真一	十坂	錦町5-32-80	31-2330	○		
池田治療所	池田 研二 池田 信行 池田 祐心	浜田	駅東1-4-1	23-2853	○	○	○
高坂はり灸院	高坂 正昭		本町1-5-28	26-2239	○	○	
田中整骨院	田中 孝一 田中 弘道		中町1-7-8	23-3613	○	○	
にじいろ鍼灸院	渡部 真紀子		旭新町13-6	090-1398-1136	○	○	
本間鍼灸院	本間 純		上本町6-29	26-2626	○	○	
茂木整骨院	熊谷 想子 齋藤 茂		相生町1-6-5	22-2082	○	○	○
佐藤鍼灸治療院	佐藤 三千代		北新橋1-11-9	23-4255	○	○	○
鳥海鍼灸院	渡部 秀	富士見	北新橋1-6-3	22-2210	○	○	
はり・きゅう七福	村上 典久		北新橋2-9-5	090-2959-1836	○	○	
ヒロシ治療院	佐藤 弘		北新橋1-3-26	22-5879			○
栄光治療院	佐藤 正美		東大町3-3-24	23-1001	○	○	○
酒田みなみ整骨院	橋爪 新太郎	松原	あきほ町120-1 イオン酒田南店1階	26-0288	○	○	○
はりきゅう院 HACHI(はち)	八幡 春菜		こがね町1-5-9	080-6011-0888	○	○	
鍼灸まっさ7010	阿部 直人		亀ヶ崎7-6-5	080-6023-4856	○	○	○
SHUHARITE(シュハリテ)	寺田 智晶		緑ヶ丘2-3-22	070-5323-8910	○	○	○
田代治療院	田代 文彌	宮野浦	宮野浦2-2-33	31-3606			○
はり・きゅう ゆたか	阿部 豊		宮野浦2-13-25	31-3922	○	○	○
まえた鍼灸治療院	齋藤 聡太		東町1-9-24	25-3910	○	○	
出張専門 林 雅也	林 雅也	訪問専門	光ヶ丘4-6-18	080-1651-3046	○	○	
廣瀬由美(往診専門)	廣瀬 由美		一番町10-14	090-2793-3299	○	○	
訪問治療やまぶき	瀬戸 隆之			080-6041-3375	○	○	○
訪問マッサージなりケア酒田	福士 愛花 齋藤 茂		大町5番18号	090-8923-2927	○	○	○

酒田市鍼・灸・マッサージ等利用助成券が利用できる施術者一覧表

【八幡地区】

事業所	施術者	所在地	電話	施術項目		
				鍼	灸	マッサージ等
指圧院そがわ	曾川 由美	一 條	法連寺字川原19-3	64-2259		○
マッサージ治療院按心館	相蘇 健太郎		法連寺字村前79-7	64-4152		○

【松山地区】

事業所	施術者	所在地	電話	施術項目		
				鍼	灸	マッサージ等
大井鍼灸院	大井 慶子	内 郷	土渕字新田町158	62-3709	○	○
さいとうマッサージ	斎藤 祐司	山 寺	山寺字宅地58	62-2964		○

【平田地区】

事業所	施術者	所在地	電話	施術項目		
				鍼	灸	マッサージ等
らくらくハリ・キュウ院	加藤 すみ	南 平 田	飛鳥字八乙女34-6	52-3763	○	○
とがし治療院	富樫 一男		檜橋字大柳99	52-2871	○	○

鍼・灸・マッサージ等利用助成券 留意事項

- 助成券は、同一年度内(4月1日～3月31日)に1回交付です。
- 交付枚数は、4月～9月の申請の場合6枚(次の交付は翌年の4月からです)  
10月～3月の申請の場合3枚(次の交付は4月からです)
- 助成券は、施術1回につき1枚のみ使用できます。  
施術費から助成額(1,000円)を差し引いた金額が利用者負担となります。
- 助成券は、交付を受けた本人のみが使用できます。たとえ家族であっても他人に譲渡(貸与)することは認められません。このような利用の場合、交付決定が取り消され、金額を返還していただきます。
- 保険適用となる施術は本事業の助成対象ではありません。